

おくやみ
ハンドブック

石垣市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

石垣市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

石垣市役所

事前準備について

石垣市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、石垣市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証又は資格確認書等
 - ※国民健康保険又は後期高齢者医療に加入している世帯主が亡くなられた場合、同保険に加入する全世帯員の資格確認書等
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったことが確認できるもの（火葬許可証又は葬祭の領収書等）
 - 注）葬祭の請求書や見積書のみでは「葬祭執行者であることのわかる書類」にはなりません。
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
 - 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、パスポート
 - ☐ 2点で本人確認できる書類
 - 健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (38 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(39 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等	○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

石垣市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

石垣市サイバー窓口「おくやみ」のご活用について

石垣市公式LINE内のお役立ちツール「おくやみ」から、遺族の方の届出が必要な手続きについて、AIのサポートを受けながら申請書等の事前準備が可能です。来庁時の待ち時間を短縮し、皆様のご負担を少しでも軽減するためにも、ぜひご活用ください。

石垣市公式LINE



【お手伝いできること】

- ・ AIによる個々で届出等が必要な手続きの診断
- ・ 必要な申請書類の一括出力サポート（書かない申請書）
- ・ 持参物のご案内

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
離島住民カード	☐	離島住民カードを持っていた	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた (75歳以上の方)	P.11
年金	☐	国民年金に加入又は受給していた	P.13
	☐	共済年金に加入又は受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.14
	☐	市民税が課税されていた	P.15
	☐	固定資産 (土地・家屋) を持っていた	P.16
	☐	原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	☐	65歳以上又は介護認定を受けていた	P.18
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.20
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた (扶養年金)	P.21
	☐	Net119緊急通報システムを利用していた	P.22

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)	☐	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.23
	☐	児童発達支援・放課後等デイサービスを利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.24
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.25
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.26
	☐	こども医療費助成受給資格者証を交付されていた	P.27
	☐	母子及び父子家庭等医療費等助成受給資格者証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.28
保生活	☐	生活保護を受給していた	P.29
水上水道	☐	上下水道を使用していた	P.30
その他の手続き	☐	宅地や農地等の市有地賃貸借契約をしていた	P.31
	☐	飼い犬がいる	
	☐	林道を占有していた	P.32
	☐	行政財産(市有地山林)を使用していた	
	☐	森林を所有していた	P.33

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カードは無効となり、返納していただく必要はありません。	なし
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 ☎ 0980-82-1260

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却又は破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0980-82-1260

2. 離島住民カードに関する手続き

離島住民カードを持っていた

手続き カードの返却又は破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の離島住民カードは無効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の離島住民カード	市民課 ☎ 0980-87-5076

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書等の返却・差し替え

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書等を回収しています。 ※市役所健康保険課に返却してください。 また、亡くなられた方が国民健康保険の世帯主だった場合、世帯全員（国保加入者）の国民健康保険資格確認書等の差し替えが必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等 ☐ 亡くなられた方の限度額適用認定証等（該当者のみ） ☐ 亡くなられた方と同一世帯の方の国民健康保険資格確認書等（亡くなられた方が国保の世帯主の場合） ☐ 届出人の本人確認書類 ※同一世帯以外の方が国民健康保険資格確認書の差し替えをする場合は委任状が必要です。	健康保険課 給付係 ☎ 0980-82-8126

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 火葬許可証又は葬儀の領収書 ☐ 葬祭を行った方の口座情報がわかるもの ※葬祭を行った方以外への支給には、葬祭を行った方からの委任状が必要となります。 ※他の健康保険からこれに相当する給付を受けられる場合は、支給できません。	健康保険課 給付係 ☎ 0980-82-8126

国民健康保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の預金通帳等	健康保険課 給付係 ☎ 0980-82-8126

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納又は還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方等、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。 ※郵送手続き可。同届（様式）は市ホームページからダウンロードが可能です。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の身分証明書	健康保険課 保険税係 ☎ 0980-87-9045

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた（75歳以上の方）

手続き① 資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書等を回収します。 ※亡くなられた方の同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯全員(国保加入者分)の資格確認書等の差し替えが必要な場合があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書等 ☐ 亡くなられた方と同一世帯の方の資格確認書等（国保加入者分のみ）	健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-87-9040

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方の身分証明書・通帳 ☐ 葬祭を行ったことを証明する書類(火葬許可証・葬祭領収書等) ※葬祭を行った方以外が申請する場合は、委任状が必要です。	健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-87-9040

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き③ 保険料還付、高額療養費等の口座変更届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者の保険料還付、高額療養費等の振込口座を、届出により相続人の口座へ変更します。	療養費等の発生から2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の身分証明書・通帳 ※相続人以外の方が届出する場合には、委任状が必要です。 ※亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）が必要になる場合があります。	健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-87-9040

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者の生前のご住所に、保険料等の通知を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方等、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の身分証明書 ※相続人以外の方が届出する場合には、委任状が必要です。 ※亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）が必要になる場合があります。	健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-87-9040

4. 年金に関する手続き

国民年金に加入又は受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
窓口にお越しの際は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・年金証書等）、手続きされる方の本人確認書類、預貯金通帳をお持ちください。 年金記録を確認し手続きの内容によっては、石垣年金事務所、各共済組合、又はご遺族のお住いの地域を管轄する年金事務所を案内する場合があります。	— 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの ☐ 手続きされる方の本人確認書類・預貯金通帳	市民課 交付係（年金担当） ☎ 0980-87-9005 石垣年金事務所 お客様相談室 ☎ 0980-82-9211

共済年金に加入又は受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	— 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

5. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の取扱い期限まで ※口座振替の方は、振替に指定している口座が利用でき、残高がある場合は納付期限の日に引き落としされます。
	手続き可能な人
	納付書の再発行はどなたでも可 ※納税相談は相続人のみ
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	税務課納税係 ☎ 0980-87-9041

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、金融機関又は納税課窓口にて口座振替の停止を申し出てください。	原則、納付期限の1ヶ月前まで
	手続き可能な人
	亡くなられた方の預金通帳、銀行印をお持ちの方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳 ☐ 銀行印	税務課納税係 ☎ 0980-87-9041

5. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。	相当な期間（概ね 3 ヶ月）
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	手続き可能な人
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税係までご連絡ください。	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 市民税係 ☎ 0980-87-9025

MEMO

固定資産（土地・家屋）を持っていた

手続き 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に代わり、固定資産税にかかる納税等の管理及び今後の納税義務者（代表者）の申告をしていただく届出になります。 ※本手続きは相続登記の手続きではありません。別途、法務局で所有権移転の相続登記のお手続きをお願いします。 オンライン申請はこちら  様式ダウンロードはこちら 	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者になる方の本人確認書類 ☐ 相続関係が証明できる書類（戸籍等）	税務課 資産税係 ☎ 0980-87-9043

MEMO

5. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 市民税係 ☎ 0980-83-1133

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 市民税係 ☎ 0980-83-1133

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上又は介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却又は破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却又は破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護長寿課 介護保険係 ☎ 0980-82-7158 給付認定係 ☎ 0980-87-6022

手続き② 「介護保険相続人代表者に関する届」・「介護保険送付先変更申請書」の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納又は還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方等、送付した郵便物が返戻になる可能性のある方は「介護保険送付先変更申請書」をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。	速やかに
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きされる方の本人確認書類	介護長寿課 介護保険係 ☎ 0980-82-7158

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となりますので、手帳の返還手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は療育手帳	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 親族又は成年後見人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族又は成年後見人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方又は、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金受給予定者が加入者（保護者）よりも先に亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者又は、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が扶養年金を受給していた場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金加入者又は 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 扶養年金の受給がわかる書類等	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

Net119緊急通報システムを利用していた

手続き Net119 緊急通報システムの利用廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がNet119緊急通報システムを利用していた場合、廃止手続きが必要です。	速やかに
二次元コードからオンラインでの申請も可能です。	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947



7. 福祉（障がい）に関する手続き

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き

重度心身障害者医療費助給者資格者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 親族又は成年後見人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度心身障害者医療費助成受給者資格者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの ☐ 相続人の身分のわかる書類（免許証・マイナンバーカード等）	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

児童発達支援・放課後等デイサービスを利用していた

手続き

通所受給者証の返却又は保護者の変更

手続き詳細	期 限
通所給付決定保護者（利用している児童の保護者）が亡くなられた場合、死亡日をもって保護者変更の届出が必要となります。また、利用している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービスの変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを利用していた場合や、サービスを利用している方の保護者が亡くなられた場合には、窓口での手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 地域生活支援事業利用決定通知書等の本人確認書類	障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払の児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要です。 (未支払分の児童手当がある場合は、手当の支給対象児の口座へ振込になります。)	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【新規受給予定の方】 ☐ 健康保険証又は、資格確認書等 ☐ 金融機関の通帳又はキャッシュカード(受給予定者名義に限る) ☐ 個人番号が確認できる書類 (マイナンバーカード、個人番号記載のある住民票等) ☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) 【未支払分の手続き】 ☐ 手当の対象となっていた児童名義の通帳又はキャッシュカード ※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	受給者が亡くなった後、対象児童を養育する方
	問い合わせ先
	こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出(未支払がある場合は、未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、亡くなった日の属する月の手当までが支給されます。未支払の手当がある場合は、請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 未支払がある場合は、手当の対象となっていた児童名義の通帳又はキャッシュカード	こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
 （未支払分がある場合は未支払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
受給者本人が亡くなられた場合、受給権が喪失します。亡くなられた日以降の手当は受給できないため、速やかな届出が必要です。また、支払われていない手当がある場合は、生計を同じくしていた親族等が請求することができます。なお、受給者を変更する場合は、手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写し又は戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） ☐ 未支払分がある場合は、手当の対象となっていた児童名義の通帳又はキャッシュカード ☐ 受給資格が継続する場合は、右記問い合わせ先までご相談ください	こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（又は額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	受給者又は受給者の配偶者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写し又は戸籍抄本	こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

8. 子どもに関する手続き

こども医療費助成受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返還、資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
こども医療費助成受給資格者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格者証は亡くなられた日をもって喪失となりますので、返還又は破棄してください。 なお、未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	・速やかに ・未請求については医療を受けた月の翌月から起算して2年以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童のこども医療費助成受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 未請求分の医療費領収書	こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

母子及び父子家庭等医療費等助成受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返還、資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
母子及び父子家庭等医療費等助成受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給資格者証は亡くなられた日をもって喪失となりますので、返還又は破棄してください。 なお、未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	・速やかに ・未請求については医療を受けた月の翌月から起算して2年以内
	手続き可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 児童の養育者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の母子及び父子家庭等医療費等助成受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 未請求分の医療費領収書	こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	健康福祉センター ☎ 0980-88-0088

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. 生活保護に関する手続き

生活保護を受給していた

手続き 生活保護の変更、廃止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保護の廃止手続き（死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。）	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 世帯状況変動届出書	親族又は同居者が望ましい
	問い合わせ先
	福祉総務課 ☎ 0980-82-5045

MEMO

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更又は閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は閉栓手続きが必要となります。閉栓手続きは電話又はオンライン申請にて受付できます。また、名義変更は窓口での手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 名義変更、閉栓の場合はなし ☐ 所有者が変更となる場合、譲渡が確認できる書類、新所有者の印鑑が必要となります。	親族又は同居者が望ましい 賃貸住宅は大家、管理不動産も手続き可
	問い合わせ先
	水道部水道総務課 ☎ 0980-83-4043

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

11. その他の手続き

宅地や農地等の市有地賃貸借契約をしていた

手続き 契約者（借受人）の名義変更手続き又は契約解除手続き

手続き詳細	期 限
契約者（借受人）の名義を相続人に変更する場合は、借受人変更の手続きをしてください。契約を解除する場合は、契約解除の手続きをしてください。 ※詳細は契約管財課にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【借受人の名義変更】 ☐ 普通財産借受人変更届及び変更届に表記されている添付書類	相続人又は相続人から委任された方
【賃貸借契約の解除】 ☐ 普通財産賃貸借契約解除願及び解除願に表記されている添付書類	問い合わせ先 契約管財課 ☎ 0980-83-1924

飼い犬がいる

手続き 所有者の変更手続き

手続き詳細	期 限
飼い犬がいる場合は、お世話を引き継ぐ者への所有者変更手続きをしてください。 ※同じ世帯員が引き継ぐ場合でも所有者変更手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 犬の「鑑札」	犬の所有を引き継ぐ者
	問い合わせ先 環境課 ☎ 0980-82-1285 ⇒ [4] をプッシュ ※自動音声ガイダンスで対応しております。

林道を占有していた

手続き 占有許可の廃止又は変更手続き

手続き詳細	期 限
許可を廃止する場合は廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、許可書の写しと申請時の資料が必要です。 ※許可期間が過ぎた場合は自動更新はされません。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【許可の廃止】 ☐ 廃止届及び許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 許可申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	基本的にご親族の方
	問い合わせ先
	農政経済課 ☎ 0980-82-1307

行政財産（市有地山林）を使用していた

手続き 行政財産目的外使用許可の廃止又は変更手続き

手続き詳細	期 限
許可を廃止する場合は廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、許可書の写しと申請時の資料が必要です。 ※許可期間が過ぎた場合は自動更新はされません。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【許可の廃止】 ☐ 廃止届及び許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 許可申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	基本的にご親族の方
	問い合わせ先
	農政経済課 ☎ 0980-82-1307

11. その他の手続き

森林を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
個人か法人に関わらず、売買契約のほか、相続、贈与等により森林の土地を新たに取得した場合は「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要となります。	所有者となった日から90日以内。相続の場合、相続開始の日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
【届出書】 森林の土地の所有者届出書（様式あり） （添付資料） ☐ 当該土地の位置を示す地図 ☐ 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	森林の土地の所有者になった方
	問い合わせ先 農政経済課 ☎ 0980-82-1307

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 ヶ月以内	石垣税務署 ☎ 0980-82-3074
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬の手続きについて

改葬とは、一度葬った遺骨を別の場所に葬り直すこと。

改葬許可証の申請について

永代供養、霊園や別のお墓に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※当日申請での当日の許可証の発行はできません。
(事前に申請を行ってください。)

▼必要書類

- ・改葬許可申請書
- ・改葬する遺骨の方の死亡年月日が確認できる公の証明書(戸籍謄本)
- ・申請者と改葬する遺骨の方の続柄の確認ができる公の証明書(戸籍謄本)
- ・現在のお墓の管理者からの「埋蔵証明書」(墓の現所有者なら不要)
- ・改葬先の「受入証明書」又は「墓地使用許可証」
※改葬受入証明書(受け入れる全ての方の遺骨の氏名が明記されたもの、原本のみ。写し不可)
- ・その他市長が必要と認める書類

▼提出先(受取先)

改葬元の墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

お墓の設置や墓じまいについて

お墓の設置や墓じまいをする際は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき市長の許可を受けなければなりません。

お墓の設置や墓じまいの手続きの詳しいことについては、環境課までお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

環境課

☎ 0980-82-1285

⇒4 をプッシュ

※自動音声ガイダンスで対応しております。

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	八重山警察署 ☎ 0980-82-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 又は代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 又は代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 石垣税務署 ☎ 0980-82-3074
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記等	那覇地方法務局石垣支局 ☎ 0980-82-2004
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
インターネット	☐	名義変更、解約	各契約会社
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

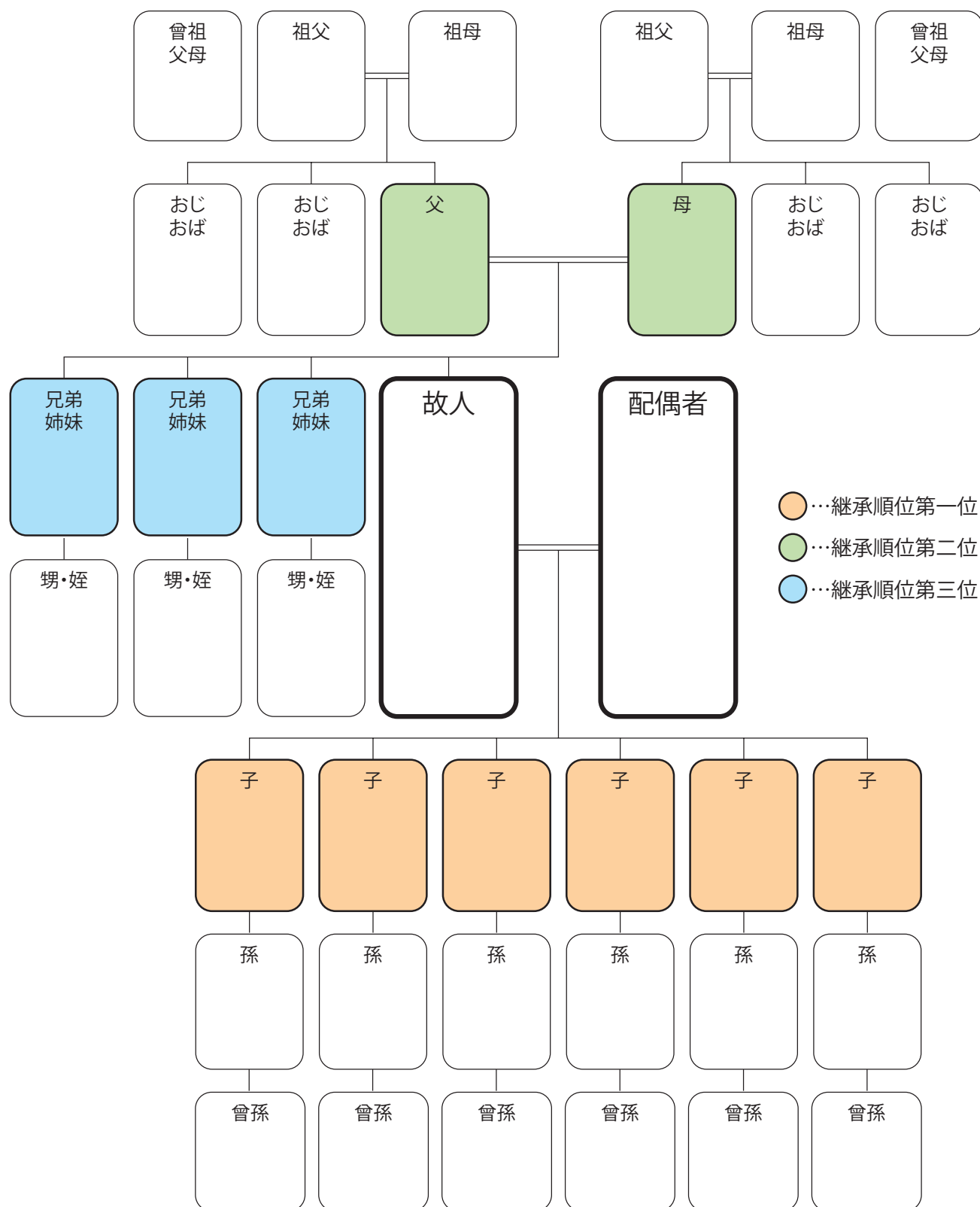
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

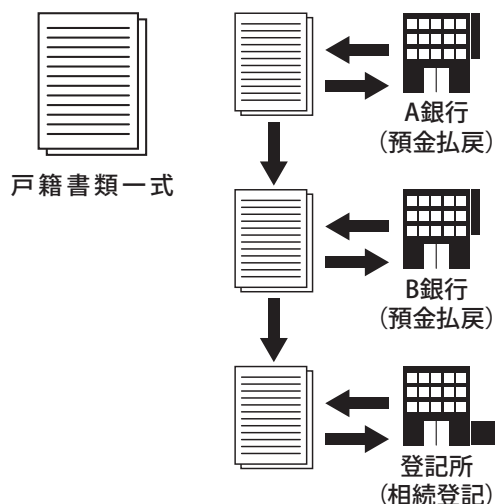
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

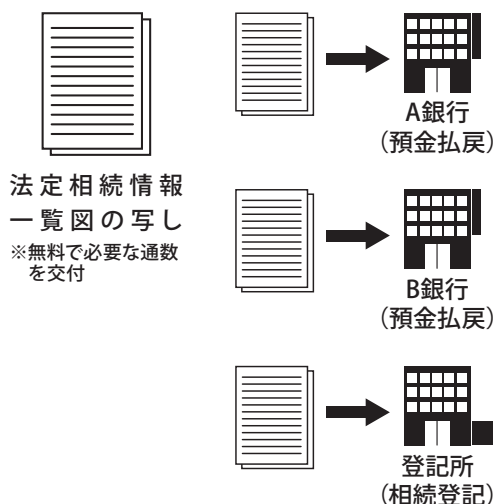
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(宛先)石垣市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5

万円～

決まった金額だから安心！

☎ **0120-948-833**

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いいお坊さん



二次元バーコードからアクセス



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの
質問でわかる！

- ✓ 法定相続人の
人数は
わかりますか？
- ✓ 該当する
相続財産を
お選びください
- ✓ 相続税の申告は
必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、不明・
わからないを選択すれば手続きが
確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方に
おすすめ！



- 相続手続きが
初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶ 相続手続き 無料1分診断はこちらから！

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断



診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

0120-992-467

受付時間

平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発	行	石垣市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2026 年 8 月

